

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになった。特に、30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%になる。政府答弁によると、法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず、1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を含む民法改正を答申してから24年、いまだ法改正の見通しは立っていない。

最高裁判所は2015年12月、夫婦同姓規定を合憲とする一方で、「夫婦同氏制の下においては、婚姻によって氏を改める者にとって、アイデンティティの喪失感を抱くなどの不利益を受ける場合があることは否定できず、妻となる女性が不利益を受ける場合が多いことが推認できる」と、婚姻に伴う改姓が一定の不利益を生じる可能性を認め、「制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」とし、夫婦別姓を導入することは否定しなかった。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくない。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦めるなど、不利益を被る人が一定数いることも事実である。選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務である。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度を導入する民法の改正を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月26日

権原市議会

〈〈送付先〉〉

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣